

権利基盤の強化に関する専門調査会 第2回

知的財産高等裁判所の設置に関する提案

竹 田 稔

1. 知的財産高等裁判所の設置について第1回専門調査会で述べた私見の要旨は以下のとおりである。

第1に知的財産高等裁判所の設置問題と技術専門裁判官制度の導入をリンクさせるべきではない。

裁判官は、具体的紛争について、事実を認定し、法を解釈・適用することによって紛争の解決を図ることを使命とする。ただ、高度に技術が発展し、紛争の解決に技術的判断の必要性が高くなっているのが現状であり、いわば21世紀型の裁判官には、高度に技術的な紛争に対応できる素質、知識、経験を備えることが求められる。

将来的には多数の理工系の学部卒業者がロースクールに進学し、司法試験を経て、裁判官に任官してくれば、正に技術的バックを持った法律専門家が育ち、その中から知的財産関係事件の処理能力に優れた裁判官を育成していけば、今産業界が期待している知的財産事件の処理体制が整う。

それまでの間は、個々の裁判官が具体的事件の処理と自己研鑽を通じて、技術的基礎と知識の習得に努めるとともに、その補助機構としての調査官制度、専門委員制度の活用によって、適正な知的財産事件の処理が行われることを期待したい。

第2に、平成15年民訴法の改正により、特許権などの訴えは、東京高裁に集中することになり、実質的な特許裁判所として機能することになる。しかし、これを司法行政の面から見た場合、決して十分な体制が整ったとはいえない。知的財産高等裁判所が設立されて、知的財産事件処理に関連する人事権、予算権等の司法行政上の権限を独立して行使できるようにする必要がある。

第3に知的財産高等裁判所を設立するかの問題を考えた場合、これまで指摘されてきた職分管轄をどこまでの範囲にするかや移送の問題は立法技術的に解決できる問題であつて、本質的なことではない。

残された問題は、今まで民事事件の控訴審の管轄は、土地管轄に基づいて定められている我が国の裁判所組織に知的財産事件を職分管轄とする新たな高等裁判所を設置することの是非であり、その場合、今後、知的財産権のみならず、技術専門性の高い分野、あるいは通常の民事紛争とは異なる色彩の強い、労働事件、行政事件などについて専門裁判所の設置が問題となり、我が国の司法制度に大きな影響を与える可能性が高いことは、十分配慮して事に望む必要がある。

2. 以上の基本的認識に基づいて、知的財産高等裁判所の設置について、次の提案をする。

法律（例えば知的財産高等裁判所設置に関する法律）によって根拠付けられることを前提として、

(1) 東京高等裁判所内に知的財産高等裁判所を設置する。

(2) 知的財産高等裁判所は、下記事項につき裁判権を有する。

① 特許法 178 条 1 項・実用新案法 47 条 1 項・意匠法 59 条 1 項・商標法 63 条 1 項等に定める訴え（審決取消訴訟等）

② 民訴法 6 条 3 項に定める訴え（特許権・実用新案権・回路配置利用権・プログラムの著作権についての著作者の権利に関する訴え）についての終局判決に対する控訴

③ 民訴法 6 条の 2 の定める訴え（意匠権・商標権・（著作者の権利プログラムの著作権についての著作者の権利を除く）についての終局判決に対する東京高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所がした終局判決に対する控訴

◎参照条文 裁判所法 16 条

(3) 最高裁判所は知的財産高等裁判所の判事の一人に代表判事（仮称）を命ずる。

◎参照条文 下級裁判所事務処理規則 4 条

(4) ① 知的財産高等裁判所は、前記 2. の裁判権の行使のために必要な司法行政事務（知的財産高等裁判所の司法行政を行うのに必要な裁判官の人事権及び予算執行権を含む）を行う。

② 前記司法行政事務を行うのは、知的財産高等裁判所の裁判官会議によるものとし、知的財産高等裁判所代表判事がこれを総括する。

同裁判官会議は、その権限を代表判事に委任することができる。

◎参照条文 裁判所法 20 条・下級裁判所事務処理規則 20 条

3. 提案の理由

本提案は、「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」の趣旨に沿って、知的財産重視という国家政策を明確にするため、立法措置によって新たに知的財産高等裁判所を設置するとともに、知的財産高等裁判所を東京高等裁判所内に設置することによって、民事事件の控訴審の管轄は、土地管轄に基づいて定められている裁判所組織に知的財産事件のみを職分管轄とする高等裁判所を設置することによって生ずる司法制度への影響を最小限にとどめることを趣旨とするものである。

本提案は、単なる実質的な特許裁判所ではなく、法的に根拠付けられた知的財産高等裁判所を設置するものであり、知財重視の国家意思表示を国内外に示すと同時に、知財を巡る紛争の早期解決、判断の統一を図ることができるのみならず、知的財産事件処理に関連する人事権、予算権等の司法行政上の権限を独立して行使することにより、技術専門性を確保し、知的財産についての豊かな経験と知識を持つ裁判官の育成に寄与することができる。

また、本提案による知的財産高等裁判所の裁判権は、今回の民事訴訟法改正により東京高等裁判所が有するとされた範囲と同一であり、制度の連続性と法的安定性を確保することができ、管轄の範囲と移送についての新たな問題は生じない。知的財産高等裁判所設置については地方無視あるいは地方からのアクセス障害の批判は強い。もとも、知的財産高等裁判所の設置は、産業社会の活性化という視点から提起された知的財産戦略の一環であるのに、東京への一極集中により地方産業の発展を阻害するという懸念を解消することはきわめて重要であり、本提案はその要請にも応えるものである。

以 上